合併処理浄化槽設置事業補助金により、浄化槽を設置された方にお願いいたします。

浄化槽使用開始後３か月を経過した日から５カ月以内に法定７条検査（水質検査）、毎年１回の第１１条検査（定期検査）を実施することが義務づけされています。

このことから、それらの検査結果表の写しをその都度、南部町役場に提出しなければなりません。提出は、浄化槽使用開始後３年間で４年目以降は不要です。

以上の事について確認していただくとともに、実績報告書提出時に別紙誓約書を提出していだだきます。

また、検査結果表の写しは、建設課のほか各庁舎窓口でも受付いたします。

※浄化槽の工事が完成し、使用開始後にこれらの書類が提出されない場合は、補助金の返還につながりますので、十分注意していただき、誓約書の提出をお願いします。

誓　約　書

南部町長　　工藤祐直　殿

このたび、南部町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱により補助金を受け浄化槽を設置するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約致します。

記

１．要綱第１１条に基づき、浄化槽法第７条及び第１１条の規定による検査を受け、その都度結果を南部町長へ報告する。また、その報告は使用開始後３年間とする。

以上

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名